

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

嘉手納町が確認書(または申請書)を
受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和4年度
「**住民税均等割が非課税**」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し「**住民税非課税相当**」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

嘉手納町から**12月上旬頃**
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

申請期間：令和5年2月28日（火）まで

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年2月28日（火）まで

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】嘉手納町役場福祉課

詳しくは裏面「II」へ

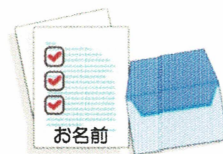
支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き (申請期間：令和5年2月28日(火)まで)

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、嘉手納町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 中身を確認して、嘉手納町に返信してください。
- 【確認事項】
- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
 - ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に嘉手納町役場福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。
(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。)
(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(嘉手納町の場合) 単身：93万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに嘉手納町役場福祉課窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00

(土日祝、12/29~1/3を除く)

嘉手納町専用ダイヤル

開通期間：令和4年12月1日~令和5年1月31日

T E L : 098-923-3229

受付時間 平日 午前9時~午後5時まで

嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

T E L : 098-956-1111(内線128)